

政策情報学会

第20回研究大会



2024年12月7日(土)

会場 慶應義塾大学 三田キャンパス

政策情報学会第 20 回研究大会 開催にあたって

テーマ：「政策情報学会の過去・現在・未来」

今年、2004 年 11 月に本学会が設立されてから 20 年の節目の年にあたる。この 20 年で、日本と日本を取りまく国際環境は大きく変化したといえる。日本は 1990 年代初頭のバブル崩壊から始まる、「失われた 30 年」とも呼ばれる経済の長期的停滞から抜け出すことができず、国際社会における地位を低下させた。また、2000 年代後半からは人口減少時代に突入し、「消滅可能性自治体」が日本各地に相当数存在することが指摘されているほか、社会保障制度などは抜本的な見直しを迫られている。

国際社会においては、中国やインドなどが経済成長を背景に存在感を高める一方、唯一の「超大国」としてのアメリカの相対的な影響力が低下する状況において、ロシアによるウクライナ侵攻に象徴される、武力に基づく現状変更の試みも顕在化するようになった。

他方で、科学技術の分野に関していえば、この 20 年間の情報通信技術の発展はまさに日進月歩であり、各国の政治や経済、社会文化などにも大きな変化をもたらしている。

このような激動の時代にあって、本学会は学术界のみならず実社会の中で、いかなる発信を行い、どのような役割を担うべきであろうか。こうした問題意識のもと、本年の研究大会は、「政策情報学会の過去・現在・未来」をテーマとし、これまでの学会の歩みを振り返るとともに、その現状を見つめ、「持続可能な学会」として、学会の将来を展望する機会としたい。そのためにも、各セッションでは登壇者の間だけでなく、フロアをも含めた活発な議論が期待される。

近年、いわゆる「大学改革」により、大学教員の抱える業務が増える一方である状況において、本研究大会が会員のひとりひとりにとって、本学会のあり方とそれの中での自身の役割を考える契機となれば幸いである。

政策情報学会第 20 回大会実行委員長
慶應義塾大学法学部准教授
松浦 淳介

大会参加要領

- (1) 日時 2024年12月7日(土) 10:20~18:20 (受付: 9:45~17:00)
慶應義塾大学三田キャンパス東館
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000円
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。
※慶應義塾大学の学部・大学院生は無料(学生証をご提示下さい)。
- (3) 意見交換会費 一般会員・学生会員・非会員 6,000円
※意見交換会費は事前に大会受付にてお支払い願います。
- (4) 研究発表 1人あたり発表15分+質疑5分
- (5) 大会本部 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
慶應義塾大学法学部 松浦淳介研究室 宛
E-Mail: taikai-20@policyinformatics.org
- (6) 学会事務局 〒272-8512 千葉県市川市国府台1-3-1
千葉商科大学内
- (7) 使用会場
- | | |
|--------------|-------------|
| 開会式 | 東館8階ホール |
| 研究発表(一般報告A) | 第1校舎122教室 |
| 研究発表(一般報告B) | 第1校舎123教室 |
| 理事会・臨時理事会 | 東館5階会議室 |
| 定期総会 | 東館8階ホール |
| パネルディスカッション1 | 東館8階ホール |
| パネルディスカッション2 | 東館8階ホール |
| パネルディスカッション3 | 東館8階ホール |
| 閉会式 | 東館8階ホール |
| 意見交換会 | 北館ファカルティクラブ |
- (8) 昼食場所 当日、三田キャンパス内では山食(学生食堂)とカフェ八角塔が営業
しています。会場周辺には飲食店やカフェなどもあります。

会 場 慶應義塾大学 三田キャンパス
〒108-8345 東京都港区三田2-15-45
主 催 政策情報学会

プログラム

<受付>	9:45~17:00	東館 8 階ホール
大会参加費：1,000 円		
◆開会式◆	10:20~10:30	東館 8 階ホール
開会挨拶：松浦 淳介（大会実行委員長：慶應義塾大学） 会長挨拶：市川 顕（政策情報学会会長：東洋大学）		
◆研究発表（一般報告 A）◆	10:45~11:55	第 1 校舎 122 教室
座長：市川 顕（東洋大学）		
（1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分）		
【報告①】（10:45~11:05） 報告者：原口 和徳（NTT 社会情報研究所） テーマ：「高校生を対象とした地域課題の解決に向けた合意形成手法の検討：スマートシティを題材とした討論型世論調査の応用と実践」		
【報告②】（11:10~11:30） 報告者：永田 右京（岩手県立大学大学院（院生）） テーマ：「AI 活用と公共政策：人工知能に対抗するための「執政の創造性」概念」		
【報告③】（11:35~11:55） 報告者：渕元 哲（千葉商科大学） テーマ：「分有と分立に基づく社会存在論の分析枠組みの試論」		
◆研究発表（一般報告 B）◆	10:45~11:55	第 1 校舎 123 教室
座長：笠井 賢紀（慶應義塾大学）		
（1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分）		
【報告①】（10:45~11:05） 報告者：千野根 陵（日本経済大学） テーマ：「消費者との接点を生み出すための有効な手法の検証と提案：IT 企業の SEO 施策を中心に」		
【報告②】（11:10~11:30） 報告者：岡村 誠（東海学園大学） テーマ：地方分権時代の自治体職員に求められるパフォーマンスの検討：政策人の行動的成果測定尺度案の提示」		
【報告③】（11:35~11:55） 報告者：上原 優子（立命館アジア太平洋大学） 脇坂 誠也（NPO 会計税務専門家ネットワーク） テーマ：「認定 NPO 法人の制度の課題と展望：アンケート調査等に見る認定 NPO 法人の実態」		
<昼食休憩>	11:55~12:45	
◆第 66 回理事会◆	12:00~12:30	東館 5 階会議室

◆第21回定期総会◆	12:45~13:10	東館8階ホール
※一般会員が対象です。		
◆臨時理事会◆	13:15~13:45	東館5階会議室
※役員選挙において新理事に選出された会員が対象です。		
◆パネルディスカッション1◆	14:00~15:00	東館8階ホール
テーマ：「政策情報学会の過去・現在・未来」		
パネリスト：仲上 健一（立命館大学） ：濱野 和人（駿河台大学） ：杉谷 和哉（岩手県立大学） 座長：朽木 量（千葉商科大学）		
<休憩>	15:00~15:15	
◆パネルディスカッション2◆	15:15~16:30	東館8階ホール
テーマ：「ウクライナ問題をどのように見るか」		
パネリスト：森 聡（慶應義塾大学） ：久保田 隆（信州大学） ：芝井 清久（統計数理研究所） 討論者：宮下 雄一郎（法政大学） ：菅野 志桜里（弁護士） 座長：松浦 淳介（慶應義塾大学）		
<休憩>	16:30~16:45	
◆パネルディスカッション3◆	16:45~18:00	東館8階ホール
テーマ：「政治の「語り」をどのように分析するか」		
パネリスト：松田 謙次郎（神戸松蔭女子学院大学） ：新川 達郎（同志社大学） ：島田 敏男（政治ジャーナリスト、元NHK解説副委員長） ：杉浦 信之（中央大学客員教授、元朝日新聞報道局長） 座長：泰松 範行（東洋学園大学）		
◆閉会式◆	18:10~18:20	東館8階ホール
学会賞報告：笠井 賢紀（学会賞選考委員長：慶應義塾大学） 閉会挨拶：松浦 淳介（大会実行委員長：慶應義塾大学）		
◆意見交換会◆	18:30~20:30	北館ファカルティクラブ
参加費：6,000円		

研究発表

一般報告 A

高校生を対象とした地域課題の解決に向けた合意形成手法の検討 スマートシティを題材とした討論型世論調査の応用と実践

原口 和徳 (NTT 社会情報研究所)

キーワード：スマートシティ、討論型世論調査、抽選代表による熟議プロセス

1. 研究の背景と目的

スマートシティでは、高校生や大学生などの若年層に、地域住民としての関与及びより積極的な地域の担い手としての参画をそれぞれ求めている。しかしながら、これらの世代におけるまちづくりや社会、政治課題に関する取組への関心や参画は、ほかの世代に比べて乏しい状況にある。また、SNS への接触時間も長い世代であるため、SNS 等の普及により分断が強く意識されていることの影響が他の世代よりも表れやすく、合意形成への関与を難しくしている。そこで主権者教育の一環として使用できる討論型世論調査を改変した手法を考案、実践し、その効果を検証することとした。

2. 調査概要

調査は 2023 年 10 月から 2024 年 1 月にかけて、東京都及び埼玉県に所在する 3 校の高等学校にて、高校 2 年生の科目「公共」内で 1 コマ (50 分間) の授業において実施した。回収した 662 件の調査用紙のうち、データに欠損のない 620 件を分析対象とした。

調査手順は 4 ステップから構成しており、最初に①テーマの対象物、機能紹介を行う。次いで、②テーマに対する賛成・反対の意向や態度を質問する。その後、③テーマに対する情報を提供したのち、最後に④再びテーマに対する賛成・反対の意向や態度を質問する。一連の手順は 15 分程度で実施しており、3 番目の手順で提供する情報については、肯定意見と否定意見を論点ごとにそれぞれ 1 スライドで説明するなど、中立性と簡便さに配慮した設計とした。なお、調査にあたっては「まちづくりでの AI カメラの活用」、「公職選挙におけるインターネット投票の導入」をテーマとして取り上げた。

本手法を討論型世論調査と比較すると、大きく 3 点の相違点が挙げられる。1 点目は、対象者の選別方法である。本手法では世論の縮図を作ることを目指していないことから、無作為抽出等の対応は行っていない。2 点目は討論過程の省略である。討論を省くことによって、所用時間の短縮や集団分極化への対応を図っている。3 点目は、簡素化である。討論の省略や情報提供の簡素化により、1 つのテーマにつき 15 分程度で実施した。

3. 調査結果

3.1 調査仮説

本調査では、問題意識を踏まえて、以下の仮説を設定、検証した

仮説 1 強い自分の意見を持っている者は、意見の弱い者よりも、情報を与えられた後に自身とは異なる意見を受け入れられるようになる傾向が低い。

仮説 2 情報を与えられることで自身とは異なる意見に対する納得度が向上する者がいる。

仮説 3 情報を与えられた後に再判断をすると、自身の意見の選択に対する自己評価（満足度）が向上する者がいる。

3.2 検証結果

仮説 1 は、当初、「自身とは異なる意見には同意できない」と回答していた者の方が、統計的に有意且つ高い割合で、情報を与えられた後に同意意向が変化しており、棄却された。仮説 2 について、納得度の変化のみで検定を行ったところ、テーマ 1、テーマ 2 ともに偏りが有意であった。ライアンの名義水準を用いた多重比較では、テーマ 1、テーマ 2 ともに「納得度が上がった」が「変わらない」より多くなること及び「納得度が上がった」が「納得度が下がった」より多くなること、「変わらない」が「納得度が下がった」よりも多くなることについて、それぞれ有意な差が認められ、仮説 2 が証明された。

仮説 3 については、テーマ 1、テーマ 2 ともに半数弱の生徒において満足度が向上し、偏りも有意であった。ライアンの名義水準を用いた多重比較では、テーマ 1、テーマ 2 ともに、「満足できるようになった」が「満足できないようになった」より多くなること及び「変わらない」が「満足できない」よりも多くなることについて、それぞれ有意な差が認められ、仮説 3 が証明された。

4. 考察

仮説 1 及び仮説 2 の検証結果からは、討論を省き限られた情報提供を実施するだけであったとしても、自身とは異なる意見に対する納得度や同意意向は、より受け入れる方向へと変化することが分かる。質問紙の自由記述欄に「賛成の意見はもちろんよかったけど、反対の意見も納得できた。」等の記述があったことも、このことを裏付けている。

仮説 3 の検証結果からは、情報を得ることで被験者の考えが深まっている様子が伺える。その結果、過激な意見等によって意見を操作されてしまうことや、分極化が強まってしまふことへの影響を低下させた可能性があることが指摘できる。

なお、授業の最後に「授業を通してまちづくりへの参加について気持ちの変化があったかどうか」を尋ねたところ、77.1%が「参加してみたくなかった」と回答している。（ほかの選択肢は「変わらない」、「参加したくなかった」）授業を通しての回答であることに留意して評価する必要があるが、まちづくりに「参加してみたくなかった」と回答し、自由記述欄への記載があった者のうち、手法の影響に明確に言及していた者が 48.0%であったことから、本手法がまちづくりへの参加意欲を高める効果を持っていると評価できる。

スマートシティにおいて、高校生は主体的な担い手としての立場と、施策の影響を受け入れるかどうかを判断する地域住民としての立場の 2 つの役割での関与が想定される。「まちづくりに参加してみたくなかった」という意向のみでは、前者の立場での参加に結びつくことは難しいかもしれないが、後者の立場では、授業を受ける前よりも積極的な態度、反応を示すようになることが期待できる。ただし、本手法は討論の過程を省いているため、抽選代表による熟議プロセスにみられるような議論を通して新たな解決策を考案することはできない。そのため、まちづくりの活動に適用する場合は、ワークショップなどの手法と組み合わせるなど、その時々目的に合わせた対応が求められる。また、本手法の効果検証は首都圏在住の高校生のみでしか行えていない。大学生等の他の若年層においても同様の効果を得られるかどうかについて、引き続き検証する必要がある。

AI 活用と公共政策

人工知能に対抗するための「執政の創造性」概念

永田 右京（岩手県立大学大学院（院生））

キーワード：人工知能、社会システム、ウィキッド・プロブレム

ここ数年の生成 AI の台頭に伴って、人工知能による情報処理能力が人間のそれを上回り、人間の役割と取って代わりつつある。そもそも **New Public Management** や行政評価、**Evidence Based Policy Making** など、統計や学問的正しさに全権を任せ、「合理的」な公共政策を実現しようという動きは第二次世界大戦後すぐから見られている。人工知能を活用した政策に関する研究もまた、これらの延長線上といえる。

この背景から本発表ではまず、問 1「人工知能による政策はどこまで可能で、どこから不可能なのか」について、情報理論の観点から人工知能による政策形成の可能性と限界を示す。その上で、問 2「人間による政策の意味とは何か」について、ガバナンス論の観点から、人間が持つ能力をどのように活かすべきについて、「執政の創造性」の概念を提示し、そのエッセンシャルな要素を構想する。

政策科学の根底は、社会における政策形成過程を解明し、あるいは政策問題に関する合理的判断をおこなうのに必要なデータを提供する科学」というラスウェルの定義にその源流を見ることができる。人工知能を活用した政策立案プロセスは、この 3 段階のどこに投入できるのだろうか。本稿での結論としては、「必要なデータを、人間の要請に基づいて提出する」以上の役割を持たせられないと考える。

人工知能に可能なシステムは、自然言語のマルコフ連鎖モデルを基調とした予測と、人工言語（画像、映像などデジタル符号を含む）記述のシステムを基調とした論理演算である。前者には LLM や画像認識、動画生成 AI が含まれ、後者にはプログラミングコード生成用の人工知能モデルが該当する。

一方で人工知能の限界は、自己認識のコストが高く、自己認識の代替手段もコスト高である点にある。人工知能のモデル形成の手法は通常、機械学習であれ深層学習であれ、大量のデータを「全体」として、その傾向を多様なパラメータで分析する作業に基づく（統計的学習）ⁱ。一方で、これによって形成された人工知能自身（ここでは便宜的に人格を仮定する）は、学習したデータそれ自体以外の世界を知らない上に、ある新規の行動から重点的に学習する作業（対話的学習）は根本的に困難である。これは新規の行動が、そもそも新しいものなのか、それとも既存の文脈上で理解するのが適当なものなのか、について判断できないからである。もちろん人間がそのように「新規である」と意味づけをすれば行えるが、人工知能は「外」の世界に対する意味づけを行うすべを持ち合わせない。生物の場合はその点、自らの立ち位置を自らの意思で調整する作業を通じて、自らの状況を認知し能動的な知覚を獲得できることが知られているⁱⁱ。人工知能が自らの近くにおける「外」「中」を区別するには、「外」「中」それぞれを認識する必要があるが、学習データが「中」になる以上、これは論理的に不可能である。

以上を踏まえると、人工知能には自己認知、環境認知を行えないという欠点が存在し、結果として彼らが主体となった「良し悪し」の判断は非常に困難である。エビデンスに基づいた政策判断や予算配分において議論されているものと同様、人工知能もまた、ウィキッドな問題に対して最終的な判断を下すには限界がある。

それでは、問2「人間による政策の意味とは何か」について、ガバナンス論の観点から示す。本稿で述べる問いへの答えは、「規範の創造と発展」である。

人間は生物であり、自己認知が比較的可能で、自らの立ち位置を「外」「中」に分けて示せる点はすでに紹介した。ガバナンスの様相は多様な主体が共同で社会秩序の維持にあたる状況に転換してきておりⁱⁱⁱ、中心のない状況になりつつある。スペンサーの唱える社会有機体説^{iv}に基づけば、社会は環境の内外を持続的に調整し続ける「生命」である。後者を前提に前者を紐解けば、社会の構成員それぞれが、社会内部の責任範囲を生成、振り分け続ける生命としての社会の営みこそ、ガバナンスと呼べるだろう。

こうした状況を生命の組織様態と近似すれば、生命の定義として「規範の創造」をあげたカンギレムの思想^vを引き込み、「執政の創造」という思想を形作ることができる。そもそも、ガバナンスの及ぶ範囲は、新たに「発見」されたり、認識されず消えたりして、絶えず変動する-これは公共政策学者が政策立案、実行、見直しの過程を認識している状況がその証左である-。この変動が発生する要因は、例えば「政策の窓」モデルによる理解であれば政治、解決策、問題の合流であるし、唱導連携モデルであれば「内部システム」「外部システム」などサブシステムとこれらの学習プロセスである。ここで重要なのは、これらシステムの根幹には価値判断が存在している点である。カンギレムの述べるように生命（としての社会）は、自らの状況を認知し、科学的に渾然一体とした情報にメスを入れ、異なる環境には異なる規範を（絶え間なく）生成し生存できる。

この「執政の創造性」概念を説明する際に、ルーマンの社会システム理論から派生した井庭の「創造システム理論」^{vi}はその助けになる。つまり、社会の中にある人々はコミュニケーションの「わかり合えなさ」から、この「関連付け」「アイデア」とそれらの「帰結」の3つの選択を偶発的に総合した結果としての「発見」を要素とするシステム上で、規範という「発見メディア」を軸に、ガバナンスを働かせるべき範囲を生成していくと捉える。換言すれば人間による公共政策には、規範それ自体に強力な特性があり、これを用いた認識と規範自体の変化プロセスへの注目が重要と言える。

ⁱ 麻生英樹. 機械の学習と人間の学習: 統計的学習の立場から (<特集> 機械学習, それが人に及ぼさる理由), 『人工知能』, 18巻, 5号, 2003, pp. 526-530.

ⁱⁱ Held, R. and Hein, A. "Movement-Produced Stimulation in the Development of Visually Guided Behavior," *Journal of Comparative and Physiological Psychology*, Vol. 56, No. 5, 1963, pp. 872-876.

ⁱⁱⁱ Considine, M. *Enterprising States*. Cambridge University Press, 2001, pp. 29-31.

^{iv} 藤井聡. 『交通まちづくり』と『モビリティ・マネジメント』--社会有機体説に基づく今日的都市交通計画論, 都市問題研究, 60巻, 12号 (通号 696), 2008, pp. 3-22.

^v ギヨーム・ルブラン. カンギレム『正常と病理』を読む 生命と規範の哲学, 以文社, 2023.

^{vi} Iba, T. "An Autopoietic Systems Theory for Creativity," *The 1st Conference on Collaborative Innovation Networks (COINs)*, 2009.

分有と分立に基づく社会存在論の分析枠組みの試論

淵元 哲（千葉商科大学）

キーワード：分有、分立、模倣

本研究は、田辺元の社会存在論¹を改変し、今日の社会科学に見合う分析枠組みの試論を提示することを目的としている。本研究が、まずもって田辺の社会存在論を取り上げる理由は、アニミズムやナショナリズムといった「情緒的共同性に基づく社会的諸現象」の成立を説明するための手がかりを与えてくれると考えるからである。また改変を必要とする理由は、田辺の社会存在論が（今日的には説得力がないと思われる）ヘーゲル哲学をアレンジした「絶対弁証法」と呼ばれる動学理論を採用しているからである。

田辺の社会存在論を要約すれば、①トーテム社会で認められる「分有」（個を全体に融解する力）と「分立」（個が全体に抗う力）という二つの力は、実はトーテム社会のみならず、人類社会一般に働く普遍的なものである、②ただし分析のための概念装置としては、（全体と個という二分法ではなく）「類」、「種」、「個」の三分法を採用する、③その三つの項は否定を介して関係し合うものである（「絶対媒介の論理」）、④最後にそれらの相互否定により、「個」は真の人類となり、「種」も「類」と化して、「全人类的国家」に変化する（絶対弁証法）、というものになる。さて田辺が「分有」と「分立」という二分法を先に設定しておきながら、それを三分法にアレンジするという試みをした理由は、社会観察の結果、というよりも、「正」、「反」、「合」で知られるヘーゲル弁証法をアレンジした「絶対弁証法」という動学理論の装置としたかったから、と思われる。私見では、ヘーゲルの弁証法（そしてそれをアレンジした田辺の絶対弁証法）は、一方的な歴史解釈に過ぎないものであり、説得力があるものとは思われない。そして、このことが田辺の歴史哲学的な社会存在論の画期性を損なった最大の要因であると筆者は考える。しかしながら田辺が、「分立」と「分有」は人類社会に普遍的に存在すると認め、社会存在論の基盤に据えたことについては、筆者は積極的に評価するものである。

ではなぜ、そのことを積極的に評価するのか。それは既述のように「情緒的共同性に基づく社会的諸現象」を説明するにおいては、非常に説得的な装置を備えていると思われるからである。現代社会科学には多様な流派があるが、多くはデカルト主義的な「自我」、「個人」の存在を前提にしている。しかしその「方法論的個人主義」によって、アニミズムやナショナリズムの発生を説明することは難しい。むしろ人間存在は、自己融解してしまう志向性を持つ、あるいは、自己融解（分有）こそが人間存在の原的な姿であり（自他未分）、そこから分立して「自我」が発生した、と考えるほうが、情緒的共同性に基づく社会現象の成立を説明できるように思われるのである。

では、なぜ分立した「自我」はあえて「分有」へと、いわば「回帰」しようとするのだろうか。筆者はこの点については、ホルクハイマー&アドルノの『啓蒙の弁証法』²で提示された「ミメシス」（mimesis）が一つの鍵になると考える。彼らによれば、人間

は自己保存（換言すれば分立）のために「ミメシス」という、環境世界を模倣する行動をとるといふ。筆者も、人間には（私見では、動植物にも）、環境世界を模倣する先天的な能力が備わっており、それが自己保存のために発揮される、という見解に同意する。

もつとも、自己を取り囲む環境世界に適合しすぎれば、それは環境世界への自己融解（分有）につながってしまうのは、当然にあり得る。そしてこの模倣の能力が、自己保存と自己融解の両方に関わる根源的な力であると認めるならば、それが田辺の分有と分立の由来となり得ると考えても、それほど不自然なこととは思われない。また分有と分立が往復することも認めるならば、それは（弁証法的ではない）社会動学理論の基盤にもなり得ると思われる。しかしながら、田辺が設定する「分有」の回帰先たる「種」は血と地に基づくという民族共同体を前提としたものである。これは妥当なこととして結論づけてよいのだろうか。これに対しては、たとえば柄谷行人³は、人間が回帰する先は、共同体ではなく、個が遊動する交通空間（原遊動性）であるとして、共同体への回帰を原理的に主張する田辺とは大きく異なる見解を示している。

以上、本研究はここに挙げた諸学説の主張や批判を踏まえつつ、新たな「分有」と「分立」を基盤とする社会存在論のための分析枠組みの可能性を検討し、試論を提示するものである。

¹ 藤田正勝（編）．種の論理：田辺哲学選 I．岩波書店，2010（本書には「種の論理」と呼称される田辺社会存在論に関する田辺元の論文三編（「社会存在の論理：哲学的社会学試論」（原典：1934-35）、「種の論理と世界図式：絶対媒介の哲学への途」（原典：1935）、「種の論理の意味を明にす」（原典：1937）が収められている）。

² Horkheimer, Max ; Adorno, Theodor W. . Dialektik der Aufklärung : Philosophische Fragmente. FISCHER Taschenbuch, 2010（原典：1947）（ホルクハイマー、アドルノ．徳永洵(訳)．啓蒙の弁証法：哲学的断層．岩波書店，2007）

³ 柄谷行人．力と交換様式．岩波書店，2022，p.159-162

<MEMO>

研究発表

一般報告 B

消費者との接点を生み出すための有効な手法の検証と提案

IT 企業の SEO 施策を中心に

千野根 陵（日本経済大学）

キーワード：SEO 施策、オウンドメディア、コンテンツマーケティング、
スタートアップ IT 企業

1. はじめに

インターネットとスマホの普及により、マーケティングが大きく変化した今、SEO 戦略が重要視されている。日本の調査によれば (Digital Arrow Partners, 2024)、96.1% の企業が SEO 施策を実施していることが明らかになった。先行研究を概観すると、SEO に関する論文の多くが量的な研究であり、企業がどのように具体的に SEO 戦略を実践しているかという問いに対して、実態を明らかにするような質的なアプローチによる先行研究は管見の限り見当たらない。本研究では、経営者やフリーランスのマーケッターに SEO 戦略がどのように実践されているのかをインタビュー調査を行い、マーケッターがどのように集客し、顧客との接点を生み出しているかのプロセスの概念モデルを構築し、体系化する。

2. 研究方法と分析方法

本研究では、質的研究方法を採用し、データ分析を行った。調査方法については、事前に調査対象者 6 名に対して、2024 年 4 月より 2 か月間にわたり、SEO 施策の具体的な方法、SEO 施策を成功させるための必要な要素、消費者へのアプローチ方法等の半構造化面接を実施した。インタビューは、逐語録をテキストファイルとしてデータ化した。データの意味を探索的に分析する手法として、質的データ分析法 (佐藤, 2008) を採用し、分析を実施した。調査対象者の SEO 施策の中で重要な要素となる発言を抽出し、コード化するオープン・コーディングを試みた。SEO 施策で有効な手立ての手がかりとなる重要な発言を取り出し、コード化した。

3. 結果

分析結果としては、47 のコードから 16 の上位コード、さらに 7 つの主要な概念が導出された。概念とは、①《キーワード選定が重要》、②《SEO 施策による戦略的なアプローチと精緻な管理手法の確立》、③《変化と不確実性を理解し、継続的な価値提供を追求する》、④《戦略的最適化とアルゴリズムへの対応》、⑤《質と信頼性を重視したユーザー中心設計》、⑥《SEO でブランドの強化と AI による最適化》、⑦《収益拡大のための集客と SEO による最適化戦略》の 7 つが生成された。

4. 結果

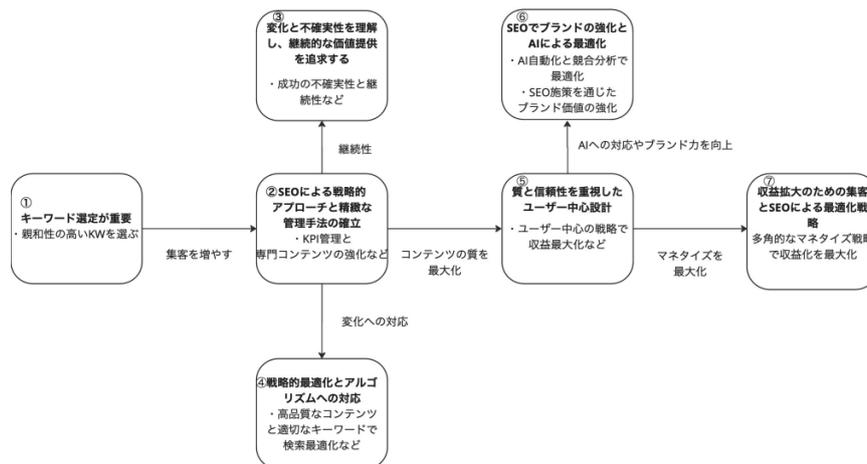


図 SEO 施策の体系化プロセス：集客から顧客接点の最適化までの提案

そこから、消費者との接点を生み出すための有効な SEO 施策の概念モデルを構築し、①→②→⑤→⑦という大きな流れに加えて、②において③、④に取り組むこと、⑤において⑥への発展が可能なことを示した。

5. 結論

本研究は、スタートアップ企業の SEO 施策を 7つの概念に基づいて体系化し、マーケッターが消費者との接点を生み出すために、このプロセスを経ることが有効な手立てとなりうる事が明らかになった。

6. おわりに

本研究は、6名のマーケッターへの質的調査を通じて SEO 施策の 7つの概念を構築し、消費者接点の最適化プロセスを体系化した。今後はサンプル数の拡大と定量調査の併用が課題だと考えている。

【参考文献】

- 岡本吉晴 (2008) 「インターネット新時代のイノベーションとマーケティング」横幹.2.1. pp. 9-15.横幹連合.
- 熊倉雅仁 (2016)「マーケティング概念の進化の理論的考察：オムニチャネル・マーケティングの予見」高千穂論叢. pp. 55-89.高千穂大学高千穂学会.
- 佐藤郁哉 (2008)『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社.
- 西村順二(2019)「質的転換を生み出す SNS の優位性と知識側面：マーケティングへの関係性」甲南経営研究.60.3.pp.1-28. 甲南大 学経営学会.
- 丸岡吉人 (2015)「情報循環時代のマーケティングコミュニケーション—環境,概念,戦略,戦術,指標と測定—」マーケティング ジャーナル.34.3.pp.69-82.日本マーケティング学会. 堀純一郎 (2013)「ソーシャルメディアのマーケティングへの活用」日本印刷学会誌.50.2.pp.108-115.
- 株式会社 TWOSTONE&Sons (2024)「【2024年 SEO 動向調査】9割以上の企業が SEO 施策を実施、内製・外注のハイブリッド体制が最も多く6割以上の結果に」PR TIMES. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000202.000015060.html> (閲覧日：2024年8月30日取得).

地方分権時代の自治体職員に求められるパフォーマンスの検討 政策人の行動的成果測定尺度案の提示

岡村 誠（東海学園大学）

キーワード：自治体職員、パフォーマンス指標、プロアクティブ行動、政策人

1. はじめに

戦後のわが国の中央集権体制下における自治体は、法令や省庁政策を的確に執行することを主たる役割とする国策の執行機関であったと言ってもよい。しかしながら 21 世紀になると、社会の成熟によって地域社会が抱える公共問題が多様化・複雑化すると同時に、地方分権改革が本格化し、自治体の自己決定・自己責任の領域は大きく拡充された。それゆえ今日、自治体にあっては、地域に即した政策を自律的に形成し、効率的に実行する政策官庁への変革が強く要請されている。

このように自治体における政策形成機能の重要性が増す中、求められる自治体職員像もパラダイムシフトしている。真山（2001）は、法令等の規定に従って自らの職務を円滑かつ正確に遂行することで行政活動の能率や合規性といった手続的責任を果たすことを重視する従来の「行政マン」に対して、自分の担当業務が「地域社会の問題解決に寄与しているのか、住民の満足を得ているのか、といったことに対して、関心を持ち、評価を加え、必要に応じて改める努力をする」（真山，2001，p. 190）ことによって行政活動の有効性、すなわち内容的責任を果たすことができる行政人材を「政策人」と概念化した。今後、自治体が政策型組織へと生まれ変わるためには、いかに「政策人」を育成・確保していくかが極めて重要な課題であるといえる。

とは言え、そうした自治体における政策人の育成・確保にあたって必要な指標、すなわち政策人に求められるパフォーマンスについてはこれまで十分に追究されていないのが現状である。そこで本研究は、政策人の要件となるパフォーマンス（行動特性）の指標について検討することを目的とする。

2. 方法

先述したように、行政マンには、所与の業務をいかに円滑かつ正確に遂行するといった、いわば熟達行動が求められる。それに対して、政策人には、公共問題の解決や住民の満足向上などの行政目的を達成するために、自発的に自らの担当業務を改善していくことが求められる。このように組織成員が組織内において、将来を見据えて自らの職務や環境を積極的に改善していこうとする変革志向の行動は「プロアクティブ行動」

（Grant & Ashford, 2008）と呼ばれる。本研究では、研究目的の達成に向けて、既存の汎用的な測定尺度（Griffin et al., 2007；太田ほか，2016）を自治体職員に援用し、質問紙調査を通じて自治体職員のパフォーマンスの実態を確認した後、質的調査によって、自治体職員に適合的かつより具体的なプロアクティブ行動の測定指標の案を提示する。

3. 結果と考察

(1) 自治体職員のパフォーマンスとは

Griffin et al. (2007) の尺度は、「熟達行動」、「適応行動（環境変化を捉え、的確に対処（対応）する）」、「プロアクティブ行動」を職務レベル（個人・職場・組織）別に細分化した9次元27項目で構成される。これらのうち、行政マンの指標として熟達行動（9項目）を、政策人の指標としてプロアクティブ行動（9項目）を採用し、WEB調査（2024年9月）によって自治体職員から回答（5件法）を募集した。その結果、305名の回答が得られ、これらを分析対象とした。

分析に当たって、尺度の各次元を構成する項目に対してクロンバック α を算出したところ、いずれも $\alpha=.70$ 以上の値を示し、十分な内的整合性が確認された。そのため、次元ごとに項目得点の平均値(M)と標準偏差(SD)を算出した。結果は表のとおりである。分析結果をみると、総じて熟達行動の値が高く、プロアクティブ行動の値が低い傾向にあり、今日の自治体では、行政マンが多い一方で政策人が少ないものと推察される。今後、政策人を確保していくために、次節では、その具体的かつ詳細な要件指標について検討する。

表 自治体職員のパフォーマンスの実態 (N=305)

	熟達行動 (行政マン的行動)			プロアクティブ行動 (政策人的行動)		
	個人レベル	職場レベル	組織レベル	個人レベル	職場レベル	組織レベル
クロンバック α	.87	.86	.87	.89	.93	.96
平均値(M)	4.19	4.00	3.24	3.37	3.19	2.94
標準偏差(SD)	.73	.80	1.04	.94	1.05	1.16

(2) 自治体職員のプロアクティブ行動尺度の提示

2024年11月から12月にかけて自治体職員を対象としたインタビュー調査を実施し、得られた質的データを分析することによって、自治体職員（政策人）に求められる具体的なプロアクティブ行動指標を検討した。分析の結果、自治体職員のプロアクティブ行動は「問題探求」「住民志向」「解決案の提示」「情報収集」「フィードバック」「内部調整」「ネットワーク構築」「評価・振り返り」などといった仮説的構成概念で構成されることが明らかになり、こうした仮説的構成概念を操作化することによって「自治体職員のプロアクティブ行動指標案」を提示する。指標案については当日示す予定である。

【参考文献】

Grant, A.D. and Ashford, S.J. (2008) The Dynamics of Proactivity at Work. *Research in Organizational Behavior*, 28:3-34.

Griffin, M. A., Neal, A. and Parker, S. K. (2007) A new model of work role performance: Positive Behavior in Uncertain and Interdependent Contexts. *Academy of Management Journal*, 50 (2) : 327-347.

真山達志 (2001) 『政策形成の本質』成文堂。

太田さつき・竹内倫和・高石光一・岡村一成 (2016) 「プロアクティブ行動測定尺度の日本における有効性: Griffin, Neal & Parker (2007) のフレームワークを用いた検討」『産業・組織心理学研究』第29巻第2号、59-71頁。

認定 NPO 法人の制度の課題と展望

アンケート調査等に見る認定 NPO 法人の実態

上原 優子（立命館アジア太平洋大学）

脇坂 誠也（NPO 会計税務専門家ネットワーク）

キーワード：認定特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）、税制優遇、
認定 NPO 法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク（NPO@PRO）

認定特定非営利活動法人制度（以下、認定 NPO 法人制度）は、特定非営利活動法人（以下、NPO 法人）の税制上の優遇措置を可能とすることによって、NPO 法人の活動を活性化させることを目的として、2001 年に発足した制度である。しかし、認定特定非営利活動法人（以下、認定 NPO 法人）の数は、制度発足後 20 年以上が経過した現在も少なく、1,300 法人に満たない。また、認定を受けるための申請数も減少し、認定の取り下げ率や失効法人の数が増加しているのも顕著である。さらに、所轄庁ごとの取り下げ率の差が非常に大きく、所轄庁によって認定の状況が異なるのではないかと懸念も生じている。

【特定非営利活動法人の認証・認定数の推移】

年度	認証法人数	認定法人数	認定法人の割合	年度	認証法人数	認定法人数	認定法人の割合
1998年度	23	-	-	2011年度	45,138	244	0.54%
1999年度	1,724	-	-	2012年度	47,540	407	0.86%
2000年度	3,800	-	-	2013年度	48,980	630	1.29%
2001年度	6,596	3	0.05%	2014年度	50,086	821	1.64%
2002年度	10,664	12	0.11%	2015年度	50,865	955	1.88%
2003年度	16,160	22	0.14%	2016年度	51,513	1,020	1.98%
2004年度	21,280	30	0.14%	2017年度	51,866	1,064	2.05%
2005年度	26,394	40	0.15%	2018年度	51,602	1,102	2.14%
2006年度	31,115	58	0.19%	2019年度	51,255	1,147	2.24%
2007年度	34,369	80	0.23%	2020年度	50,888	1,209	2.38%
2008年度	37,192	93	0.25%	2021年度	50,780	1,237	2.44%
2009年度	39,732	127	0.32%	2022年度	50,351	1,266	2.51%
2010年度	42,385	198	0.47%	2023年度	49,941	1,287	2.58%
				2024年度 9月末現在	49,642	1,290	2.60%

内閣府NPOホームページ参照

もともと同制度は米国の内国歳入法第 501 条 c 項 3 号（以下、IRC501(c)(3)）による免税団体のあり方を参考にしたものであった。本家本元である米国の IRC501(c)(3) を適用した団体が約 130 万団体であることを併せて考えると、NPO 法人の活動の促進を目的とした制度であるにも関わらず、認定 NPO 法人制度があまり活用されていないというのは由々しき事態である。それでは、認定 NPO 法人制度を活性化するにはどのような要素が必要なのであろうか。

認定 NPO 法人のこのような状況を受けて、認定 NPO 法人会計税務専門家ネットワ

ーク（以下、NPO@PRO）は、2024年2月～5月にかけて、全国の認定NPO法人に対して、認定NPO法人が提出する書類や調査の実態、認定NPO法人制度に対する要望などについてアンケート調査を行った。調査結果として、認定NPO法人を取り巻く環境および状況として、主に以下のことが明らかになった。

- 認定の際に、所轄庁や担当官による判断の差が大きい。
- 認定に関わる担当者の裁量が大きく、認定の可否についての予見可能性が少ない。
- 平成23年度改正により国税庁から所轄庁に認定機関を変更したのには、認定の申請時には間口は広くとり、その後の事後チェックにより認定NPO法人が健全な運営ができていないかをしっかりと見てゆくという趣旨が浸透していない。

また、アンケート結果からは、さまざまな努力をして認定NPO法人となったとしても、その後の管理の手間が大きく、認定NPOになるメリットを感じていない法人が多いことが浮き彫りになった。

本発表では、アンケートの詳細を説明するとともに、このような認定NPO法人の状況を改善するには何が必要かについて、ガイドライン作成の必要性や、NPO法人側が改善することができる要素など、いくつかの提案を試みる。

参考文献

内閣府 NPO ホームページ「認定制度について」

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido> 2024年11月13日閲覧

内閣府 NPO ホームページ「認証・認定数の遷移」

<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni> 2024年11月13日閲覧

<MEMO>

【会場へのアクセス】

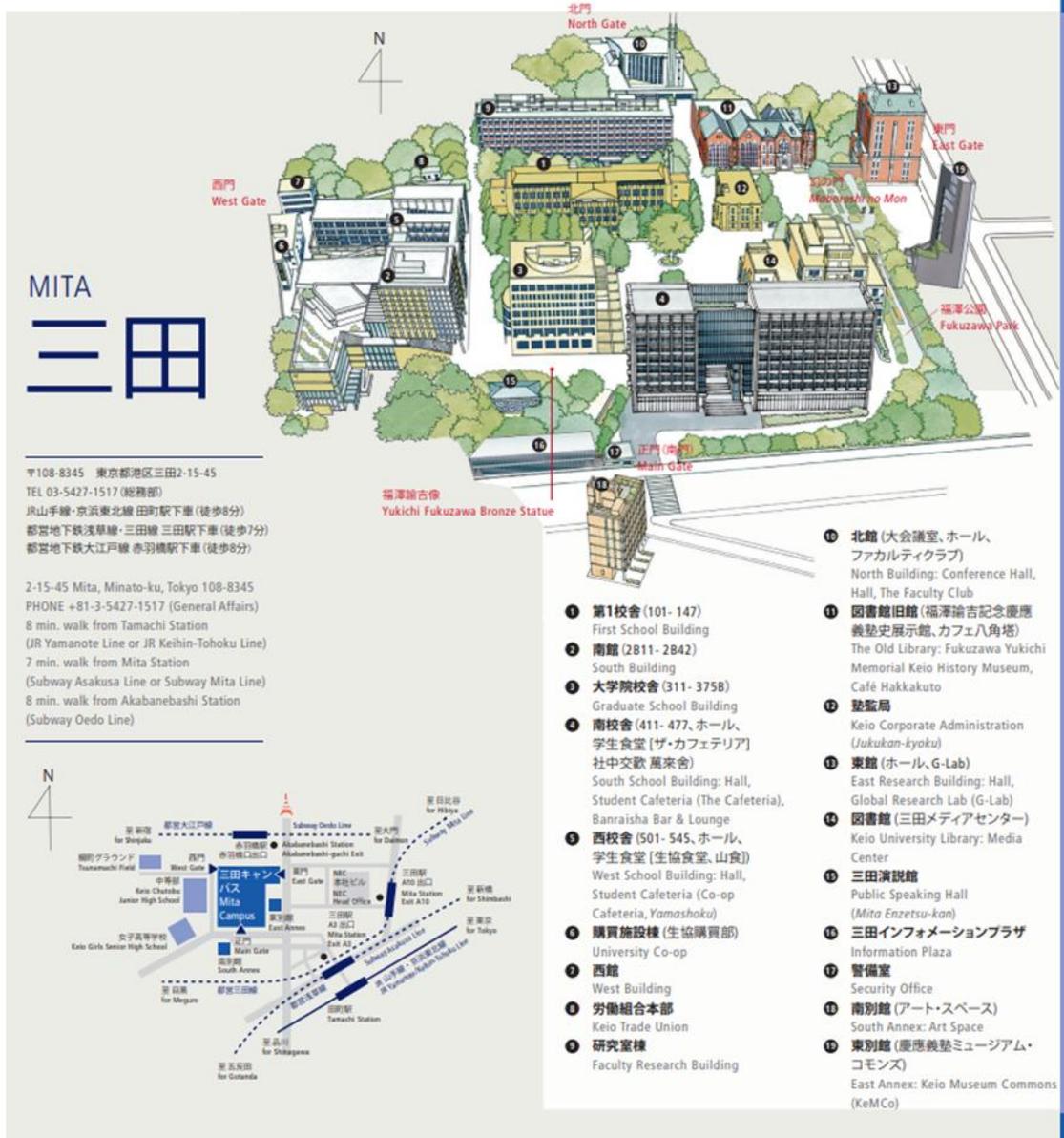
■最寄り駅からのアクセス

<https://www.keio.ac.jp/ja/maps/mita.html>

■キャンパスマップ

https://www.keio.ac.jp/ja/assets/download/maps/mita/map_mita.pdf

三田 MITA



政策情報学会研究大会—口頭発表に関する規定—

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
 - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
 - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
 - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012年7月6日制定
2. 2013年11月30日改定

政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。

3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック (<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>)』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参考文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2017 年 9 月 29 日改訂

政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
 - ・学会誌賞
 - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート
受賞者数：2 名以内
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの
受賞者数：原則 1 名
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
 - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
 - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
 - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
 - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
 - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
 - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
 - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
 - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

政策情報学会第 20 回研究大会実行委員会

委員長（常任）	泰松 範行（東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部教授）
実行委員長	松浦 淳介（慶應義塾大学法学部准教授）
実行委員	笠井 賢紀（慶應義塾大学法学部准教授）
〃	栗林 克寛（東洋学園大学非常勤講師）

